

社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日時 平成25年12月19日(木)
- 2.法人名称及び住所 社会福祉法人讚美会
鳥取市湖山町東4丁目51番地
- 3.実地・書面の別 実地検査
- 4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課
- 5.文書指摘事項

区分	指摘予定事項	前回監査時 指摘事項
Ⅲ－3 会計管理の状況	社会福祉法人としてふさわしくない支出(評議員会開催時の手土産代)が確認された。 評議員に対して報酬を支給しないことの代替措置とのことであるが、手土産として物品を交付するのではなく、勤務実態に即して報酬を金銭で支給し、手土産等による支出は厳に慎むこと。	
I－3 理事会の状況 I－4 評議員会の状況	理事会、評議員会への欠席が続く者が見受けられるので、出席を促すこと。	
I－5 監事監査の状況	監事監査報告について、理事会、評議員会(平成24年5月30日及び平成25年3月19日)に監事が出席して報告を行っていない。社会福祉法第40条第5号および社会福祉法人審査基準第3の3の(2)に基づき、監事は理事会、評議員会に出席し監査報告を行うこと。	